

\ 2023年10月スタート /

インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか？

～お取引先と登録状況のご確認を～

2023（令和5）年10月1日から始まる「適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）」の準備はお済みですか？インボイス制度が導入されると、取引への影響が予想され、「知らなかった」では済まされない事態になりかねません。今一度、自社の取り組み状況やお取引先の対応状況について確認しましょう。

※本記事は日本商工会議所が発行する「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」小冊子の内容を参考に作成しています。
※掲載内容は2022年11月25日時点のものです。

インボイス制度が始まるとどうなるの？他社の取り組み状況は？

■ インボイス制度とは？

2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）とは、適格請求書（以下、インボイス）と呼ばれる一定の要件を満たす請求書のやりとりを通じ、インボイスを受け取った者のみ、消費税の仕入税額控除をできるようにする制度です。インボイスを発行するには、税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の発行を受ける必要があります。

インボイス制度のおさらいに、会議所ニュース6月号特集
「インボイス制度への対応に向けて」もあわせてご一読ください。



インボイス制度が始まるとどうなるの？

- ① 自社がインボイスを発行できないと、**販売先は仕入税額控除ができません**。販売先は、消費税の負担が増えるため、**自社との取引を見直す可能性があります**。
- ② 仕入先がインボイスを発行できないと、**自社はその分の仕入税額控除ができないため、自社の消費税負担が増える可能性があります**。

■ 市内事業者のインボイス制度への取り組み状況は？

当所では、市内事業者のインボイス制度への対応状況を把握するアンケート調査を行いました。

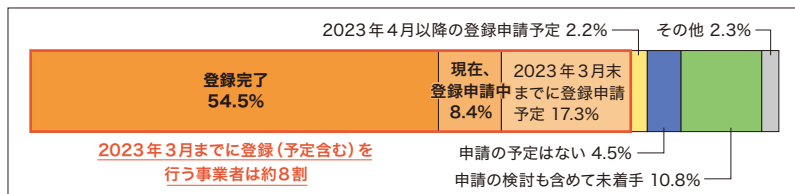
アンケートに答えた事業者のうち、8割近い方がインボイス制度について「よく知っている（11.9%）」「ある程度知っている（67.1%）」と回答しました。（図1）

また、2023年3月までに、インボイス発行事業者への登録（予定を含む）を行うと回答した事業者は全体の約8割となり、2023年10月の制度開始まで1年を切った段階で対応に向けて動き出している事業者が一定数にのぼることが分かりました。（図2）一方で、調査の回答率を考慮すると、まだインボイス制度を知らない方、また対応に向けた検討に未着手の方も見受けられ、日本商工会議所調査では、「売上高1千万円以下の事業者」の約6割が準備が進んでいないという結果もあります。

さらに登録（予定を含む）完了している方でも、制度開始を前に懸念事項を複数抱えていることも分かりました。（図3）

当所では、これらのアンケート結果をもとに、インボイス制度対応に向けた支援体制を強化し、制度開始時点で会員の皆様が円滑にインボイス制度に対応できるよう支援を行ってまいります。次のページからは、「インボイス制度開始に向けて何を準備しなければならないのか」を中心にご説明します。

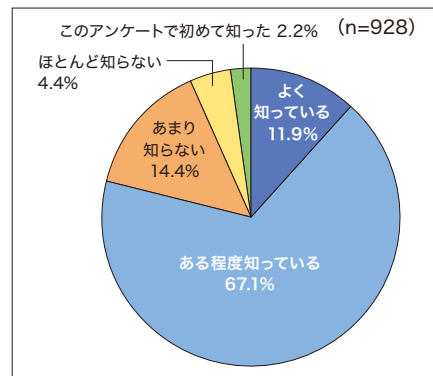
【図2】インボイス発行事業者への登録申請の状況は？（n=928）



【調査実施概要】

《対 象》福岡市内の一定以下の規模の事業者（13,251社）
《期 間》令和4年9月20日～10月14日
《形 式》郵送（FAXまたはWEBから回答）
《回答数》928件（回答率7.0%）

【図1】インボイス制度についてご存じですか？



【図3】インボイス制度対応に向けた懸念事項（n=928・複数回答・上位5項目）

自社が発行する請求書等の様式変更への対応	32.3%
自社が課税事業者であり、仕入先が免税事業者であるかの確認	30.1%
対応するためのシステムの入替・改修	27.0%
自社が課税事業者であり、免税事業者との取引見直し	23.1%
自社がインボイス制度に対応する必要があるのかどうか分からない	12.9%

インボイス制度開始に向けたご準備を！

インボイス発行事業者になる場合、税務署への登録申請や請求書の様式変更、システムの改修など様々な準備が必要です。

- Check 1 インボイス発行事業者への登録申請をしましょう
- Check 2 現在発行している請求書等の様式を変更しましょう
- Check 3 システムの入替・改修の必要性を確認しましょう
- Check 4 仕入先がインボイス発行事業者かどうか確認しましょう

参加
無料

インボイス制度対応セミナー【基本コース】

制度の概要が知りたい、消費税申告は未経験で不安、取引先(免税事業者)への対応にお悩みの方はご参加ください。

①2023年 1月12日(木)
② // 2月 3日(金)
③ // 3月17日(金)
いずれも14:00~16:00

申込・詳細は
こちら



Check1. インボイス発行事業者への登録申請をしましょう

インボイス発行事業者への登録申請はすでに始まっています。インボイス制度が開始される2023年10月1日から、インボイスを発行する場合、原則として2023年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

登録申請の流れ

国税庁ホームページで配布されている「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出すると、審査後に登録が承認され、「登録番号通知書」が交付されます。登録を受けた事業者は、国税庁が公開する適格請求書発行事業者公表サイトに掲載されるので、登録番号を基に登録を受けている事業者を検索できるようになります。

交付される登録番号は以下の構成になります。インボイス制度の導入後は、発行する請求書に必ず登録番号を記載しなければなりません。

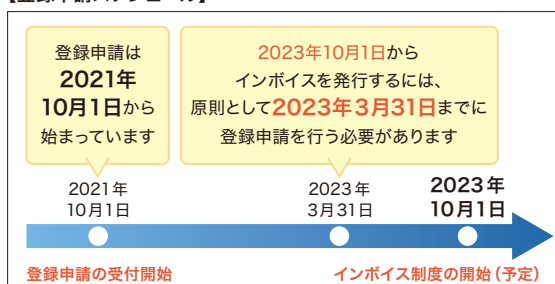
法人番号を有する課税事業者

T+法人番号

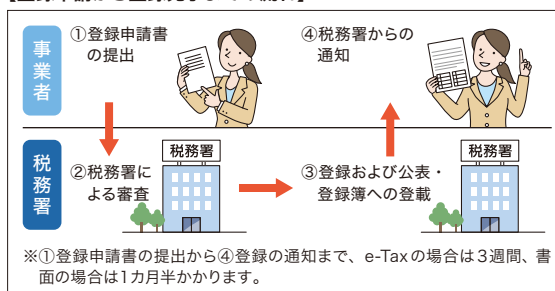
左記以外の課税事業者
(個人事業主、人格のない社団等)

T+13桁の番号

【登録申請スケジュール】



【登録申請から登録完了までの流れ】



登録申請書の提出方法

登録申請の方法には、以下の2種類があります。詳しくは、国税庁HPをご確認ください。

国税庁HPは
こちら



①インターネットによる提出(e-Tax)

パソコンやスマートフォン用の「e-Taxソフト(WEB版・SP版)」を使えば、質問に回答していくことで入力漏れ等の心配がなく、スムーズに手続を行うことができます。

また、申請時に「登録通知書の電子通知」に同意すれば登録通知をデータで受け取ることができ、紛失等のリスクもありません。

②書面による提出

必要事項を記入した登録申請書を「インボイス登録センター」に郵送します。(直接持参は不可)

提出先(福岡県の場合) 福岡国税局インボイス登録センター
〒810-8659 福岡市中央区天神4-8-28

免税事業者がインボイスを発行するためにはどうしたらよいの？

制度が始まる2023年10月1日からインボイスを発行する場合、2023年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出すれば、インボイス発行事業者になることができます。(「消費税課税事業者選択届出書」の提出は免除。)

なお、登録を受けると課税事業者になるので、登録日以降は消費税の申告が必要となります。

【スケジュールイメージ】(個人事業者が2023年10月1日からインボイス発行事業者となる場合)



Check2. 現在発行している請求書等の様式を変更しましょう

現在発行している請求書等のフォーマットをインボイスの記載事項にあわせて変更する必要があります。インボイスは、必要な事項が記載されていれば様式は自由です。名称も請求書や領収書、レシートなどどんなものでも構いません。手書きであっても、必要な事項が記載されていれば、インボイスに該当します。

記載事項

- ① 発行事業者の氏名又は名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容
(軽減税率対象品目はその旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦ 交付を受ける事業者の氏名又は名称

【インボイスのイメージ】

従来の区分記載請求書にも必要な項目

- ① 発行事業者の氏名又は名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容
(軽減税率対象品目はその旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑦ 交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株式会社 〇〇御中 ② △△商店(株)

登録番号 T-012345...
××年11月30日

××年10月分 131,200円

日付	品名	金額
11/1	魚*	5,000円
11/1	豚肉*	10,000円
11/3	タオルセット	2,000円
...	...	...
⑤ 合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

*軽減税率対象

インボイス制度導入前には記載の必要がなかった項目

- ② 登録番号
- ⑤ 適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等



インボイス発行事業者には「適切なインボイスを発行する義務」が求められます

インボイス発行事業者(売手)には、インボイスの発行義務が免除される場合を除き、原則として以下の義務が課されます。

(1) インボイスの発行義務

買手(課税事業者)の求めに応じて、インボイスを発行する義務

(2) 返還インボイスの発行義務

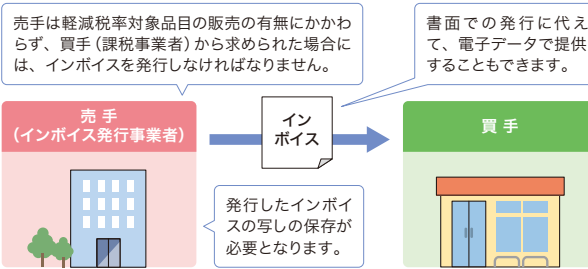
返品や値引きを行った場合に、返還インボイスを発行する義務

(3) 修正インボイスの発行義務

発行したインボイスに間違いがあった場合に、修正インボイスを発行する義務

(4) 写しの保存義務

発行したインボイスの写しを、原則として7年間(会社法、法人税法上は最長10年間)保存する義務



禁止事項

- ① インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認される恐れのある書類を発行すること
- ② インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを発行すること

Check3. システムの入替・改修の必要性を確認しましょう

現在使用中の販売管理システムをインボイス対応のものに入れ替える必要があります。市販品であれば、自動対応されるものが多いので確認しましょう。

また、インボイスは電子データで提供することができます(以下、電子インボイス)。電子インボイスに対応した受発注システムや、電子帳簿保存法に対応したクラウド会計ソフト等を使えば、インボイスに係る手間や電子取引のデータ保存に係る手間を省くことができます。これを機に、ぜひ経理業務のデジタル化に取り組みましょう。



インボイス制度に対応した受発注システムやクラウド会計ソフトの導入に活用できる補助金がありますか?

「IT導入補助金」が活用できます。会計・受発注・決済ソフト等の購入費やクラウド利用料(最大2年分)の他、パソコンやタブレット、レジ・発券機等のハードウェアの購入にも利用できます。



参加無料

インボイス制度対応セミナー【応用コース】

当所ではインボイス制度対応に向けたセミナーを開催しています。**自社のシステムが現状のままで良いのか、改修だけで済むのか、入れ替える必要があるのか等、運用上で不安がある方はぜひご参加ください。**

日時 ①2023年 1月13日(金)
② // 2月10日(金)
③ // 3月22日(水)
いずれも10:00~12:00

申込・詳細はこちら



内容 ● インボイス制度対応に際しての注意点
● インボイス制度に関するシステム対応の考え方

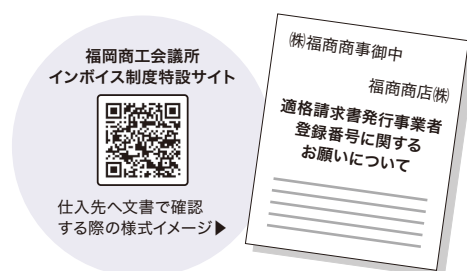
セミナーの最新情報はインボイス制度特設サイトでチェック!

福岡商工会議所 インボイス

Check4. 仕入先がインボイス発行事業者かどうか確認しましょう

インボイス制度が導入されると、インボイス発行事業者からの仕入でなければ仕入税額控除を行うことができません。**事前に仕入先がインボイス発行事業者に登録するかどうかを確認しておきましょう。**(ただし、自社が簡易課税を選択している場合は不要)

なお、仕入先へ文書で確認する際の参考様式(Word形式)を「福岡商工会議所インボイス制度特設サイト」内で提供していますのでご利用ください。



インボイスを発行できない事業者への対応はどうしたら良いの？

免税事業者から仕入を行っている本則課税の事業者については、主に次のような対応が考えられます。ただし、簡易課税を選択した事業者については、売上に係る消費税から納税額を計算するため、免税事業者である仕入先との交渉は必要ありません。

条件を変えずに取引

免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないため、インボイス制度導入以前と同じ条件での取引では、**納税額が増えてしまいます。**特に、免税事業者からの仕入が多い場合は、納税額が想定以上に増え、自社の収益に大きな影響を与えるため、注意が必要です。(例えば、多数のフリーライターに執筆依頼する編集プロダクション、ひとり親方に発注する建設業者など)

インボイス発行事業者になることを提案

インボイス発行事業者になるかどうかはあくまで事業者それぞれが判断することであり、強制はできませんが、**免税事業者の仕入先にインボイス発行事業者になるよう提案することは可能です。**

商工会議所にご相談ください

インボイス制度への対応は、自社や取引先の状況などを把握し、自社に適した方法で対応することが重要です。当所では、事業者の皆様の状況に応じた支援メニューを取り揃えていますので、ぜひ積極的にご利用ください。

制度対応に向けた最新情報はこちらをチェック！

福岡商工会議所
インボイス制度特設サイト

福岡商工会議所 インボイス



制度について 知りたい



「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のための インボイス制度対策」(日本商工会議所発行)

インボイス制度・対策について分かりやすく解説しています。社内での周知等も含めてご利用ください。



インボイス制度対応セミナー

基本コース 応用コース

事業者の皆様の知りたい情報に応じた2コース(基本・応用)を開催します。詳細は当所ホームページをご確認ください。

最新情報は
こちら



自社の対応を 相談したい



税理士による相談窓口

相談無料 要予約

インボイス制度の対応に際して税務上のお悩みやご不明点がある場合はご相談ください。(オンライン相談可)
《予約TEL》 092-441-2161
092-441-2162

その他のご相談(伴走型支援)

ご相談内容に合わせて、当所経営指導員や専門家が継続的な個別支援を行います。
《ご相談例》
◇制度対応にあわせシステムを見直したい
◇改正電子帳簿保存法への対応は？
◇デジタル化を図りたい…等

支援をご希望の方は、アンケートにご回答の上、個別支援をお申し込みください



2023年10月のインボイス制度開始に備えて、早めに準備しましょう。制度対応に関するお悩みは、福岡商工会議所へお気軽にお尋ねください。

お問い合わせ / 経営相談部 経営支援グループ TEL : 092-441-1146